

いすみ市観光パンフレット制作業務

審査講評

令和7年2月

いすみ市観光パンフレット制作業務事業者選定委員会

1. 業務名称

いすみ市観光パンフレット制作業務（以下「本業務」という）

2. 期間、発行部数及び内容

委託期間

契約締結の翌日から令和7年8月29日まで

発行部数及び内容

2000部（A4 オフセット印刷 両面4色（16頁・中綴じ）

上質紙四六判／110kg）

3. 業務目的

いすみ市の魅力を来訪者に共感いただけるよう、イメージや物語的な表現、キャッチコピーなどを用いて紙面を構成し、また必要に応じて新たに写真素材や観光資源の掘り起こし等を行いながら、デジタル化の技術も取り入れることで、来訪者のニーズに応えられるパンフレットを制作するため、来訪者が理解しやすく、いすみ市の魅力を感じ取ることができるような効果的な紙面をデザイン、構成し、また作成することのできる技術、知識及び実績を兼ね備えた事業者を、公募型プロポーザル方式により選考することとした。

4. 応募者数

2事業者

5. 最優秀提案者・優秀提案者

最優秀提案者 （会社名） 株式会社マックス （受付 No. 2）

（代表者名） 代表取締役 阪本 憲

優秀提案者 （会社名） 株式会社地域新聞社 （受付 No. 1）

（代表者名） 代表取締役 細谷 佳津年

6. 選定委員会の経緯

いすみ市観光パンフレット制作業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の開催日と主な議題は、以下のとおりである。

選定委員会	開催日	審議・審査等の事項
第1回	令和7年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選任 ・選定委員会開催までの経過について ・提案価格の事前確認結果について ・審査項目の評価方法について
第2回	令和7年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書基礎審査について ・事業者選定評価表集計及び答申の作成方針について ・プレゼン及びヒアリング ・意見交換及び選定評価
第3回	令和7年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点の算定 ・提案価格の適格審査 ・最優秀提案者及び優秀提案者の選定（答申）

7. 選定方法

いすみ市観光パンフレット制作業務事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）に基づき、事業者名及び提案価格を伏せた上で評価点を、その後に価格評価点を算出した。評価点及び価格評価点の合計得点が最も高い提案者を特定した後、当該提案者の提案内容が本業務にふさわしいと判断し、当該提案者を最優秀提案者として選定した。また、次に合計得点の高い提案者を優秀提案者として選定した。

但し、評価点が60点未満の場合、選定の対象としないこととした。

8. 審査体制

市長等が必要と認める委員で構成される選定委員会が、事業者選定基準に基づき、応募者から提出された提案書の審査を実施し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定した。

選定委員会の委員は、以下のとおりである。

役割	氏名	経歴等
委員長	上島 浩一	いすみ市副市長
委員	大家 弘久	いすみ市総務課長
委員	海老根 良啓	いすみ市企画政策課長
委員	渡辺 徳之	いすみ市農林課長
委員	久我 秀幸	いすみ市教育委員会生涯学習課長

9. 審査結果

(1) 評価点の算出

事業者選定基準に基づき、各評価項目を審査の視点に従い採点を行った。
以下に、選定委員会による評価点を示す。

評価項目		審査の視点	採点		配点
			受付 No.		
			1	2	
業務遂行能力	業務の実施体制	本事業の実施体制として、事業を遂行するうえで十分な体制が整っているか（様式7-2）	7.50	8.00	10.00
	業務実績	過去の実績が十分であるか（様式7-3）	5.00	9.50	10.00
企画提案	コンセプト	全体のコンセプトや構成は、本市の魅力が十分伝わるものとなっているか（様式7-4）	12.00	12.75	15.00
		市内での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるか（様式7-5）	12.00	11.25	15.00
	デザイン能力	来訪者（本市を知らない人）が理解しやすく、いすみ市に共感を得られるような効果的な誌面（技術的な表現）を構成できるか（様式7-6）	10.50	12.00	15.00
		来訪者が思わず読んでみたくなる（ニーズに応えられる）要素が盛り込まれているか（様式7-7）	12.00	10.50	15.00
		デジタル処理を応用した構成や処理が含まれているか（様式7-8）	7.00	8.00	10.00
		写真やイラスト、キャッチコピー等の表現に関する工夫が効果的であるか（バリエーションが豊富にあるか）（様式7-9）	7.50	9.00	10.00
	合計			73.50	81.00

(2) 価格評価点の算出

事業者選定基準に基づき、提案金額の上限金額の範囲内であることを確認した後、算定式に従い採点を行った。

なお、提案金額の上限は1,439,000円(税抜)としている。

以下に、算定式及び価格評価点を示す。

$$\text{価格評価点} = \{(\text{提案者のうちの最低提案価格}) / (\text{提案者の提案価格})\} \times 30 \text{ 点}$$

受付 No.	提案価格 (税抜)	価格評価点
1	1,439,000円	25.64
2	1,230,000円	30.00

(3) 総合評価点の算出

いすみ市観光パンフレット制作業務公募型プロポーザル実施要領及び事業者選定基準に基づき、評価点及び価格評価点の合計点を総合評価点として算出した。

以下に、算定式及び評価点を示す。

$$\text{総合評価点} = (\text{評価点}) + (\text{価格評価点})$$

受付 No.	評価点	価格評価点	総合評価点
1	73.50	25.64	99.14
2	81.00	30.00	111.00

10. 総評

本選定委員会は、提出された提案書を事業者選定基準に基づき公正かつ慎重な審査を実施し、更に、提案内容が本業務にふさわしいか協議した結果、本業務を適切に遂行できると判断し、株式会社マックスを最優秀提案者、株式会社地域新聞社を優秀提案者として選定した。

最優秀提案者の選定理由として、コンセプトが明確であり、シンプルなデザインでターゲットの気を引くものとなっている。市の魅力が感じられる提案内容となっていて、表現方法についても第一印象を大切に考え、工夫されていることも評価の要因となった。また、過去の実績も十分であり、業務の実施体制も充実したものであった。

応募いただいた2事業者には、公募から提案書提出までの限られた期間内での作成に尽力いただいたことに敬意を表し、深く感謝申し上げます。

今後、市は、最優秀提案者と業務契約を締結し、本業務を進めていくことになるが、その際、各評価項目の審査結果を十分に踏まえ、最優秀提案者と良好

なパートナーシップを築き、魅力ある観光パンフレット実現のため、業務を着実に実行するよう要望する。

また、最優秀提案者においては、選定結果が示す意味を踏まえ、市と十分な協議を実施し、事業者としての役割及び提案内容の責任ある遂行に取り組み、来訪者がいすみ市の魅力を最大限に感じ取ることができる観光パンフレットの完成を期待する。

【要望事項】

- ① 制作にあたって履行期限があるので、方向性や構成などを確認するための打ち合わせや取材等の現場対応について、滞りなく実施すること。